

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

公 告	平成20年度三重県立高等学校全日制・定時制課程入学者募集要項	高 校 教 育 室	1 頁
	平成20年度三重県立高等学校通信制課程入学者募集要項	高 校 教 育 室	9 頁
	平成20年度三重県立高等学校秋期入学者募集要項	高 校 教 育 室	11 頁
	平成20年度三重県立水産高等学校漁業専攻科及び機関専攻科入学者 募集要項	高 校 教 育 室	11 頁
	平成20年度三重県立特別支援学校入学者募集要項	特 別 支 援 教 育 室	12 頁

公 告

平成20年度三重県立高等学校全日制・定時制課程入学者募集要項を次のとおり定めます。

平成19年9月18日

三 重 県 教 育 委 員 会

1 共 通

(1) 応募資格

三重県立高等学校に入学を志願することのできる者は、次のア、イのいずれかの条件を満たし、かつウ又はエに該当するものとする。

ア 学校教育法第1条に規定する中学校もしくは特別支援学校の中学部（以下「中学校」という。）の卒業
者又は平成20年3月卒業見込みの者

イ 学校教育法施行規則（昭和22年5月文部省令第11号）第63条各号の一に該当する者

ウ 全日制課程を志願する場合は、原則として保護者とともに県内に居住している者

エ 定時制課程を志願する場合は、原則として県内に居住又は勤務している者

(2) 入学定員

平成20年度三重県立高等学校入学定員は、別に告示する。

(3) 志願できる区域

入学志願できる区域は、「三重県立高等学校通学区域に関する規則」（昭和33年1月三重県教育委員会規則
第13号。以下「通学区域規則」という。）に定めるところによる。

(4) 詳細は「平成20年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項」に定めるところによる。

2 前期選抜

(1) 前期選抜を実施する高等学校の学科・コース及び募集枠等

前期選抜を実施する高等学校の学科・コース及び募集枠等は、「平成20年度三重県立高等学校入学者選抜
実施要項」の別表に示すとおりとする。

(2) 応募資格

前期選抜を志願できる者は、1・(1)の応募資格を有する者、及び「平成20年度三重県立高等学校への県外
からの入学志願者等取扱要項」に定める入学志願のできる者とする。

ただし、出身中学校長の推薦書の提出を求める学科・コースについては、出身中学校長の推薦を受けた者
を対象とする。

(3) 入学願書等の受付期間及び受付時間

区分	受付期間	受付時間
全日制	1月28日(月)から1月31日(木)まで	9時から16時まで (締切日は9時から15時までとする。)
定時制	1月28日(月)から1月31日(木)まで	13時から20時まで (締切日は13時から17時までとする。)

(備考) 郵送の場合は、受付締切期限までに必着のこと。

(4) 応募手続

所定の入学出願書類を志願先高等学校に提出する。

(5) 検査

ア 期日及び会場

平成20年2月7日(木)及び8日(金)に、志願先高等学校において実施する。

(学力検査については、2月7日(木)に実施する。)

イ 検査内容

面接又は「自己表現」、作文、小論文、実技検査及び学力検査等のうち、志願先高等学校の指定した項目
また、英語の学力検査については、リスニング検査を含み、英和辞典及び和英辞典の使用を認める。ただし、電子辞書及びそれに類するものは使用できない。

(6) 追検査

前期選抜を志願する者のうち、検査の当日、病気等やむを得ない理由によってその一部又はすべてを受けられなかった者で、追検査を希望する者は、平成20年2月8日(金)12時までに、志願先高等学校長にその旨を申し出るとともに、所定の手続をとる。

(7) 合格内定者の決定

各高等学校の合格内定者は、合否判定会議の審議に基づき、校長が決定する。

(8) 合格内定の通知

平成20年2月14日(木)10時

(9) 合格者の発表

平成20年3月19日(水)に、志願先高等学校において発表する。

(10) 詳細は「平成20年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項」に定めるところによる。

3 後期選抜

(1) 後期選抜を実施する高等学校の学科・コース等

後期選抜を実施する高等学校の学科・コース等は、「平成20年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項」の別表に示すとおりとする。

(2) 応募資格

後期選抜を志願できる者は、1・(1)の応募資格を有する者、及び「平成20年度三重県立高等学校への県外からの入学志願者等取扱要項」に定める入学志願のできる者とする。

ただし、前期選抜、連携型中高一貫教育に係る選抜及び特別選抜において合格内定となった者は、後期選抜を志願できない。

(3) 入学願書等の受付期間及び受付時間

区分	受付期間	受付時間
全日制	2月25日(月)から2月28日(木)まで	9時から16時まで (締切日は9時から12時までとする。)
定時制	2月25日(月)から2月27日(水)まで	13時から20時まで (締切日は13時から17時までとする。)

(備考) ・ 郵送の場合は、受付締切期限までに必着のこと。

・ 上記受付期間及び受付時間締切後に、「保護者の転勤に伴う一家転住」を事由とする志願者があった場合は、特例として、出願を志願変更受付締切時まで認める。

(4) 応募手続

所定の入学出願書類を志願先高等学校に提出する。

(5) 志願変更の受付期間及び受付時間

区分	受付期間	受付時間
全日制	3月5日(水)から3月10日(月)まで (土曜日及び日曜日は除く。)	9時から16時まで (締切日は9時から12時までとする。)
定時制	3月5日(水)から3月7日(金)まで	13時から20時まで (締切日は13時から17時までとする。)

(備考) 郵送の場合は、受付締切期限までに必着のこと。

(6) 検査

ア 期日及び会場

平成20年3月13日(木)に、志願先高等学校において実施する。

イ 検査内容

(ア) 学力検査は、国語、数学、社会、外国語(英語)及び理科の5教科のうち、学校の指定する教科により実施する。各教科の配点は50点を標準とするが、傾斜配点を行う学科・コースがある。

また、夜間定時制課程志願者のうち、平成20年4月1日現在、満20歳以上の者は、学力検査を免除する。

(イ) 高等学校長が必要と認めた場合、面接又は「自己表現」、作文、実技検査を実施することができる。

(7) 合格者の決定

各高等学校の合格者は、合否判定会議の審議に基づき、校長が決定する。

(8) 合格者の発表

平成20年3月19日(水)10時に、志願先高等学校において発表する。

(9) 追検査

後期選抜を志願する者のうち、検査の当日、病気等やむを得ない理由によってその一部又はすべてを受けられなかった者で、追検査を希望する者は、平成20年3月13日(木)15時までに、志願先高等学校長にその旨を申し出るとともに、所定の手続をとる。

(10) 夜間定時制課程における外国人生徒等の選抜

外国人生徒等で夜間定時制課程への入学を希望する者については、志願先高等学校長の判断により、「海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学選抜」の規定を準用して実施できる。

(11) 詳細は「平成20年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項」に定めるところによる。

4 再募集・追加募集

(1) 全日制課程及び昼間定時制課程の再募集

ア 募集

合格者が入学定員に満たないときは、再募集を行う。

再募集を行う高等学校の学科・コース及びその募集定員は、平成20年3月19日(水)16時に公告する。

イ 入学願書等の受付期間及び受付時間

区分	受付期間	受付時間
全日制	3月21日(金)から3月24日(月)まで (土曜日及び日曜日は除く。)	9時から16時まで (締切日は9時から12時までとする。)
昼間定時制	3月21日(金)から3月24日(月)まで (土曜日及び日曜日は除く。)	13時から20時まで (締切日は13時から17時までとする。)

(備考) 郵送の場合は、受付締切期限までに必着のこと。

ウ 応募手続

所定の入学出願書類を志願先高等学校に提出する。

エ 検査

(ア) 期日及び会場

平成20年3月25日(火)に、志願先高等学校において実施する。

(イ) 検査内容

後期選抜と同じ教科等により実施する。

なお、前期選抜で入学定員のすべてを募集する学科・コースにおいて、合格者が入学定員に満たないために再募集を実施する場合は、前期選抜と同じ検査内容により実施する。

オ 合格者の決定

各高等学校の合格者は、合否判定会議の審議に基づき、校長が決定する。

カ 合格者の発表

平成20年3月27日(木)10時に、志願先高等学校において発表する。

(2) 夜間定時制課程の再募集

ア 募集

合格者が入学定員に満たないときは、再募集を行う。

再募集を行う高等学校の学科及びその募集定員は、平成20年3月19日(水)16時に公告する。

イ 入学願書等の受付期間及び受付時間

受付期間	受付時間
3月21日(金)から3月24日(月)まで (土曜日及び日曜日は除く。)	13時から20時まで (締切日は13時から17時までとする。)

(備考) 郵送の場合は、受付締切期限までに必着のこと。

ウ 応募手続

所定の入学出願書類を志願先高等学校に提出する。

エ 検査

(ア) 期日及び会場

平成20年3月25日(火)に、志願先高等学校において実施する。

(イ) 検査内容

面接又は「自己表現」、作文及び基礎的な内容の学力検査等のうち、志願先高等学校の指定した項目

オ 合格者の決定

各高等学校の合格者は、合否判定会議の審議に基づき、校長が決定する。

カ 合格者の発表

平成20年3月27日(木)10時に、志願先高等学校において発表する。

(3) 夜間定時制課程の追加募集

ア 募集

再募集においてもなお合格者が入学定員に満たないときは、追加募集を行う。

追加募集を行う高等学校の学科及びその募集定員は、平成20年3月27日(木)16時に公告する。

イ 入学願書等の受付期間及び受付時間

受付期間	受付時間
3月27日(木)	16時から20時まで
3月28日(金)	13時から17時まで

(備考) 郵送の場合は、受付締切期限までに必着のこと。

ウ 応募手続

所定の入学出願書類を志願先高等学校に提出する。

エ 検査

(ア) 期日及び会場

平成20年3月29日(土)に、志願先高等学校において実施する。

(イ) 検査内容

面接又は「自己表現」、作文及び基礎的な内容の学力検査等のうち、志願先高等学校の指定した項目

オ 合格者の決定

各高等学校の合格者は、合否判定会議の審議に基づき、校長が決定する。

カ 合格者の発表

平成20年3月31日(月)10時に、志願先高等学校において発表する。

(4) 詳細は「平成20年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項」に定めるところによる。

5 連携型中高一貫教育に係る選抜

(1) 連携型中高一貫教育に係る選抜を実施する高等学校

ア 三重県立白山高等学校

イ 三重県立飯南高等学校

ウ 三重県立南伊勢高等学校南勢校舎

(2) 応募資格

- ア 三重県立白山高等学校
津市立白山中学校又は美杉中学校を平成20年3月卒業見込みの者
- イ 三重県立飯南高等学校
松阪市立飯南中学校、飯高西中学校及び飯高東中学校を平成20年3月卒業見込みの者
- ウ 三重県立南伊勢高等学校南勢校舎
南伊勢町立南勢中学校を平成20年3月卒業見込みの者で、高等学校での学習意欲がある者と中学校長が認めたる者
連携型中学校から当該高等学校を志願する場合は、原則としてこの選抜によるものとする。

(3) 募集枠

連携型中高一貫教育に係る選抜の募集枠は、特に定めない。

(4) 入学願書等の受付期間及び受付時間

受 付 期 間	受 付 時 間
1月28日(月)から1月31日(木)まで	9時から16時まで (締切日は9時から15時までとする。)

(5) 応募手続

所定の入学出願書類を志願先高等学校に提出する。

(6) 検 査

ア 期日及び会場

平成20年2月7日(木)に、志願先高等学校において実施する。

イ 検査内容

面接

(7) 追検査

連携型中高一貫教育に係る選抜を志願する者のうち、面接の当日、病気等やむを得ない理由によって面接を受けられなかった者で、追検査を希望する者は、平成20年2月8日(金)12時までに、志願先高等学校長にその旨を申し出るとともに、所定の手続をとる。

(8) 合格内定者の決定

各高等学校の合格内定者は、合否判定会議の審議に基づき、校長が決定する。

(9) 合格内定の通知

平成20年2月14日(木)10時

(10) 合格者の発表

平成20年3月19日(水)10時に、志願先高等学校において発表する。

(11) 詳細は「平成20年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項」に定めるところによる。

6 特別選抜

(1) 特別選抜を実施する高等学校及び課程

- ア 三重県立あけぼの学園高等学校(全日制課程)
- イ 三重県立北星高等学校(定時制課程)
- ウ 三重県立みえ夢学園高等学校(昼間定時制課程)
- エ 三重県立伊勢まなび高等学校(定時制課程)

(2) 応募資格

1・(1)の応募資格を有し、かつ出願時にどこの高等学校にも在籍していない者で、次の各号のいずれか一つに該当するものとする。

ア 三重県立あけぼの学園高等学校

- (ア) 高等学校を中途退学した者
- (イ) 病気により中学校卒業時に高等学校へ進学できなかった者等

イ 三重県立北星高等学校

- (ア) 平成20年4月1日現在満20歳以上の者
- (イ) 高等学校を中途退学し、再チャレンジを強く望む者
- (ウ) 6か月以上の定職に就き、職場から推薦を得られる者
- (エ) 病気により中学校卒業時に高等学校へ進学できなかった者等

ウ 三重県立みえ夢学園高等学校

- (ア) 高等学校を中途退学した者

- (イ) 平成20年4月1日現在満20歳以上の者
- (ウ) 職を有する者又は病気により中学校卒業時に高等学校へ進学できなかった者等

エ 三重県立伊勢まなび高等学校

- (ア) 平成20年4月1日現在満20歳以上の者
- (イ) 何らかの理由により中学校卒業時に高等学校へ進学できなかった者
- (ウ) 高等学校を中途退学した者等

(3) 募集枠

課 程	高等学校名	学 科	募集枠
全日制	三重県立あけぼの学園高等学校	総合学科	5%
定時制	三重県立北星高等学校	普通科（昼間部） 情報ビジネス科（昼間部） 普通科（夜間部）	20%
	三重県立みえ夢学園高等学校	総合学科（昼間部）	10%
	三重県立伊勢まなび高等学校	普通科（昼間部） ものづくり工学科（夜間部）	10%

(4) 入学願書等の受付期間及び受付時間

区 分	受 付 期 間	受 付 時 間
全日制	1月28日(月)から1月31日(木)まで	9時から16時まで (締切日は9時から15時までとする。)
定時制	1月28日(月)から1月31日(木)まで	13時から20時まで (締切日は13時から17時までとする。)

(備考) 郵送の場合は、受付締切期限までに必着のこと。

(5) 応募手続

所定の入学出願書類を志願先高等学校に提出する。

(6) 検 査

ア 期日及び会場

平成20年2月7日(木)又は2月8日(金)に、志願先高等学校において実施する。

イ 検査内容

「自己表現」、作文のいずれか又はその両方

(7) 追検査

特別選抜を志願する者のうち、検査の当日、病気等やむを得ない理由によってその一部又はすべてを受けられなかった者で、追検査を希望する者は、平成20年2月8日(金)12時までに、志願先高等学校長にその旨を申し出るとともに、所定の手続をとる。

(8) 合格内定者の決定

各高等学校の合格内定者は、合否判定会議の審議に基づき、校長が決定する。

(9) 合格内定の通知

平成20年2月14日(木)

(10) 合格者の発表

平成20年3月19日(水)10時に、志願先高等学校において発表する。

(11) 詳細は「平成20年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項」に定めるところによる。

7 海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜

(1) 応募資格

1・(1)の応募資格を有する者で、次の条件を満たす者とする。

ア 海外帰国生徒等の場合

原則として、外国に引き続き1年を超える期間在留して帰国し、平成20年4月1日現在、帰国後3年以内で保護者とともに三重県内に居住している者。ただし、保護者の帰国が遅れるときでも、保護者が志願者の入学後1年以内に帰国し、三重県内に志願者と同居することが確実な者であれば応募を認める。

なお、平成20年2月28日以降に帰国して、保護者とともに三重県内に居住する者については、平成20年7月31日まで出願ができるものとする。

イ 外国人生徒等の場合

保護者とともに三重県内に居住しているか又は居住予定の外国籍を有する者で、入国後の在日期間が6

年以内の者

(2) 提出書類

ア 所定の入学出願書類

本県所定の調査書の記載が無理な場合は、外国における最終学校の成績証明書、もしくは、これに代わるもので代替することができる。

イ 応募資格を証明する書類

- ・ 海外帰国生徒等・・・ 海外生活を証明する書類（在住期間明示のもの）
- ・ 外国人生徒等・・・ 外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定による登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書

ウ 「海外帰国生徒・外国人生徒等特別枠適用申請書」

エ その他志願先高等学校長が必要とする書類

(3) 特別枠募集人数

各高等学校とも海外帰国生徒・外国人生徒等を合わせて5人以内とする。

また、前期選抜における特別枠入学者選抜を実施する高等学校については、前期選抜で入学させることのできる人数を「平成20年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項」の別表に定める募集枠の人数とするが、校長の判断で海外帰国生徒・外国人生徒等特別枠募集人数として取り扱うことができる。この場合、後期選抜における特別枠入学者選抜の応募者数の見込みに十分配慮すること。

(4) 前期選抜

ア 応募資格

2・(2)の応募資格を有する者とする。

イ 志願できる学校、学科・コース

- ・ いなべ総合学園高等学校（総合学科）
- ・ 飯野高等学校（英語コミュニケーション科）
- ・ 久居高等学校（普通科）
- ・ 名張桔梗丘高等学校（普通科）
- ・ 松阪商業高等学校（国際教養科）
- ・ 昂学園高等学校（総合学科）
- ・ 鳥羽高等学校（総合学科）
- ・ 尾鷲高等学校（普通科、プログレッシブコース、情報ビジネス科、システム工学科）
- ・ 木本高等学校（総合学科）
- ・ 川越高等学校（英語科）
- ・ 津東高等学校（普通科）
- ・ 名張高等学校（総合学科）
- ・ 名張西高等学校（英語科）
- ・ 飯南高等学校（総合学科）
- ・ 宇治山田商業高等学校（国際科）
- ・ 紀南高等学校（普通科）

ウ 実施方法等

「2 前期選抜」に基づいて実施する。

ただし、海外帰国生徒・外国人生徒等の事情を十分配慮する。

(5) 後期選抜

ア 志願できる学校、学科・コース

- ・ いなべ総合学園高等学校（総合学科）
- ・ 飯野高等学校（英語コミュニケーション科）
- ・ 津東高等学校（普通科）
- ・ 名張高等学校（総合学科）
- ・ 名張西高等学校（英語科）
- ・ 宇治山田商業高等学校（国際科）
- ・ 尾鷲高等学校（普通科、プログレッシブコース、情報ビジネス科、システム工学科）
- ・ 木本高等学校（総合学科）
- ・ 川越高等学校（英語科）
- ・ 津西高等学校（普通科、国際科学科）
- ・ 久居高等学校（普通科）
- ・ 名張桔梗丘高等学校（普通科）
- ・ 飯南高等学校（総合学科）
- ・ 鳥羽高等学校（総合学科）
- ・ 紀南高等学校（普通科）

イ 入学願書等の受付期間、受付時間及び検査実施日

志願対象者	受付期間及び受付時間	検査実施日
海外帰国生徒・外国人生徒等	2月25日(月)から2月28日(木)まで 9時から16時まで(締切日は12時までとする。)	3月13日(木)
平成20年2月28日以降に帰国した海外帰国生徒等	2月29日(金)から7月31日(木)まで (土曜日及び日曜日、祝日は除く。) 9時から16時まで(締切日は12時までとする。)	各学校が指定する日

ウ 学力検査教科等

(ア) 海外帰国生徒等の場合

国語、数学、外国語（英語）及び作文と面接

(イ) 外国人生徒等の場合

自国語（または英語）又は日本語による作文と面接

なお、高等学校長の判断により基礎学力検査を課すことができる。

エ 検査会場

志願先高等学校

オ 選抜方法

出身中学校等から送付された調査書、選抜のための学力検査の成績及び面接・作文の結果等を資料とし、自校の教育を受ける能力・適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行い、合格者を決定する。

カ 合格者の決定

各高等学校の合格者は、合否判定会議の審議に基づき、校長が決定する。

(6) 詳細は「平成20年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項」に定めるところによる。

8 平成20年度三重県立高等学校への県外からの入学志願者等取扱要項

三重県立高等学校通学区域に関する規則（昭和33年三重県教育委員会規則第13号。以下「通学区域規則」という。）に規定する、保護者の居住する住所の属する学区又は当該学区に隣接する学区（以下「志願学区」という。）外の高等学校への入学志願については、通学区域規則第3条第2項、第4条及び第5条に規定するほか、本取扱要項の定めるところによる。

(1) 県内居住者の志願学区外の高等学校への入学志願について

ア 入学志願のできる者

(ア) 保護者が本人の志願先高等学校の属する志願学区に転住した者、又は平成20年3月31日までに転住することの確実な者

(イ) へき地在住者で志願学区の高等学校に通学不可能な場合で、志願学区外に保護者に代わる人のある者

(ウ) その他、特別にして正当な理由のある者

イ 申請手続

(ア) 提出書類

- ・ 「通学区域外高等学校入学志願許可申請書」
- ・ 志願学区外への入学志願の理由を確実に証明する書類並びに保護者及び本人の住民票

(イ) 提出先

三重県教育委員会事務局高校教育室

(ウ) 提出期間

- ・ 前期選抜 平成20年1月28日（月）から1月30日（水）まで
- ・ 後期選抜 平成20年2月25日（月）から2月27日（水）まで

(2) 県外からの三重県立高等学校への入学志願について

ア 入学志願のできる者

(ア) 保護者が本県内にある志願先高等学校の属する志願学区に転住した者、又は平成20年3月31日までに転住することの確実な者

(イ) 当該都道府県に志願する学科を設置する学校のない者

(ウ) 覚書等により三重県立高等学校に入学志願のできる者

(エ) 隣接他府県に居住する夜間定時制課程を志願する者で、志願する学科を設置する学校が、三重県立高等学校を除けば、著しく遠隔で通学が困難であると認められる者

(オ) 定時制課程を志願する者で、本県に勤務することが確実な者

イ 申請手続

全日制課程への志願者は三重県教育委員会教育長、定時制課程への志願者は志願先高等学校長の承認を得ること。ただし、再募集以降については、全日制課程、定時制課程ともに志願先高等学校長の承認を得ることとする。

(ア) 提出書類

- ・ 「三重県立高等学校入学志願許可申請書」
- ・ 県外からの入学志願の理由を確実に証明する書類並びに保護者及び本人の住民票

(イ) 提出先

- ・ 全日制課程・・・前期選抜及び後期選抜は三重県教育委員会事務局高校教育室
再募集は志願先高等学校長

- ・ 定時制課程・・・志願先高等学校長
- (ウ) 提出期間
 - ・ 前期選抜 平成20年1月28日(月)から1月30日(水)まで
 - ・ 後期選抜 平成20年2月25日(月)から2月27日(水)まで

ウ その他

- (ア) 覚書等による協定地域内に在住の入学志願者は、上記イの手続を要しない。ただし、出身中学校長は、本人の住所、名前並びに志望する学校名、課程名及び学科・コース名を下記の期日までに三重県教育委員会事務局高校教育室に提出すること。
 - ・ 前期選抜 平成20年1月28日(月)から1月30日(水)まで
 - ・ 後期選抜 平成20年2月25日(月)から2月27日(水)まで
- (イ) 後期選抜の入学願書受付締切後に、「保護者の転勤に伴う一家転住」を事由とする志願者があった場合、特例として、出願を志願変更受付締切時まで認める。(提出書類及び提出先は上記と同様とし、提出期限は、全日制課程については平成20年3月10日(月)まで、定時制課程については平成20年3月7日(金)までとする。)
- (3) 県内居住者で県外の中学校卒業生又は卒業見込みの者の入学志願について
 - ア 入学志願のできる者
従前から本県内に保護者とともに居住する者で、県外の中学校卒業生又は卒業見込みの者
 - イ 申請手続
全日制課程への志願者は志願先高等学校長の承認を得ること。
 - (ア) 提出書類
 - ・ 「三重県立高等学校入学志願届出書」
 - ・ 住民票等
 - (イ) 提出先
志願先高等学校長
 - (ウ) 提出期間
 - ・ 前期選抜 平成20年1月28日(月)から1月30日(水)まで
 - ・ 後期選抜 平成20年2月25日(月)から2月27日(水)まで
- (4) 詳細は「平成20年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項」に定めるところによる。

平成20年度三重県立高等学校通信制課程入学者募集要項を次のとおり定めます。

平成19年9月18日

三重県教育委員会

1 入学定員

学 校 名	学 科 名	入 学 定 員	
三重県立北星高等学校	普通科	240	(秋期入学者選抜) 60
三重県立松阪高等学校	普通科	200	

北星高等学校の入学定員300人のうち、60人は秋期入学者選抜とする。

2 応募資格

三重県内に居住し、次のア又はイに該当する者とする。

- ア 学校教育法第1条に規定する中学校もしくは特別支援学校の中学部(以下「中学校」という。)の卒業生又は平成20年3月卒業見込みの者
- イ 学校教育法施行規則(昭和22年5月文部省令第11号)第63条各号の一に該当する者

3 応募手続

所定の入学出願書類を、通信制課程設置の志願先高等学校長に提出する。

4 前期選抜

- (1) 実施する高等学校及び募集枠
三重県立北星高等学校で実施し、募集枠は入学定員の30%とする。
- (2) 入学願書等の受付期間及び受付時間
入学願書の受付期間は、平成20年1月28日（月）から1月31日（木）まで（郵送の場合も受付期間内に必着のこと。）とし、受付時間は、9時から20時まで（締切日は9時から17時まで）とする。
- (3) 検査
ア 日時及び会場 平成20年2月8日（金）9時から三重県立北星高等学校において行う。
イ 検査内容 「自己表現」
- (4) 合格内定者の決定
合格内定者は、合否判定会議の審議に基づき、高等学校長が決定する。
- (5) 合格内定の通知
平成20年2月14日（木）までに北星高等学校長から合格内定者に通知する。ただし、中学校長を通じて出願した者については、平成20年2月14日（木）10時に中学校長を通じて通知する。
- (6) 合格者の発表
合格内定者については、平成20年3月19日（水）までに北星高等学校長から合格者に通知する。

5 後期選抜

- (1) 入学願書等の受付期間及び受付時間
入学願書の受付期間は、平成20年2月25日（月）から2月28日（木）まで（郵送の場合も受付期間内に必着のこと。）とし、受付時間は、9時から16時まで（締切日は9時から12時まで）とする。
- (2) 検査
ア 検査内容
北星高等学校 面接及び作文
松阪高等学校 面接
イ 日時及び会場 平成20年3月13日（木）9時から志願先高等学校において行う。
- (3) 合格者の決定
各高等学校の合格者は、合否判定会議の審議に基づき、校長が決定する。
- (4) 合格者の発表
平成20年3月19日（水）までに志願先高等学校長から合格者に通知する。

6 再募集

- (1) 入学願書等の受付期間及び受付時間
入学願書の受付期間は、平成20年3月21日（金）から4月3日（木）まで（土曜日及び日曜日は除く。なお、郵送の場合も受付期間内に必着のこと。）とし、受付時間は、9時から16時まで（締切日は9時から12時まで）とする。
- (2) 検査
ア 検査内容 後期選抜と同じ検査内容
イ 日時及び会場 平成20年4月6日（日）9時から志願先高等学校において行う。
- (3) 合格者の決定
後期選抜と同様とする。
- (4) 合格者の発表
平成20年4月11日（金）までに志願先高等学校長から合格者に通知する。
なお、北星高等学校について、入学者が入学定員（秋期入学者選抜の定員は除く。）に満たないときは、更に、平成20年4月17日（木）まで入学願書を受け付け、選抜のうえ入学を許可する。

7 詳細は「平成20年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項」に定めるところによる。

平成20年度三重県立高等学校秋期入学者募集要項を次のとおり定めます。

平成19年9月18日

三重県教育委員会

1 秋期入学者選抜を実施する高等学校及び課程

三重県立北星高等学校 定時制課程及び通信制課程

2 応募資格

次のア、イのいずれかの条件を満たし、かつウ又はエに該当するものとする。

ア 学校教育法第1条に規定する中学校もしくは特別支援学校の中学部（以下「中学校」という。）の卒業者

イ 学校教育法施行規則（昭和22年5月文部省令第11号）第63条各号の一に該当する者

ウ 定時制課程を志願する場合は、県内に居住又は勤務している者

エ 通信制課程を志願する場合は、県内に居住している者

3 入学定員

区分	学科名	入学定員
定時制	普通科 [昼間部]	4
	情報ビジネス科 [昼間部]	4
	普通科 [夜間部]	2
通信制	普通科	60

4 入学願書等の受付期間及び受付時間

入学願書の受付期間は、平成20年9月10日（水）から9月17日（水）まで（土曜日及び日曜日、祝日は除く。なお、郵送の場合も受付期間内に必着のこと。）とし、受付時間は、9時から20時まで（締切日は9時から17時まで）とする。

5 応募手続

所定の入学出願書類を北星高等学校長に提出する。

6 検査

(1) 検査内容 面接及び作文

(2) 日時及び会場 平成20年9月19日（金）9時から北星高等学校において行う。

7 選抜方法

出身中学校長から送付された調査書、面接及び作文の結果に基づいて選抜を行う。

8 合格者の決定

合格者は、合否判定会議の審議に基づき、高等学校長が決定する。

9 合格者の発表

平成20年9月24日（水）10時に、北星高等学校において合格者の受検番号を掲示し、発表する。ただし、通信制課程については、それに加えて、平成20年9月26日（金）までに北星高等学校長から合格者に通知する。

10 追検査

秋期入学者選抜を志願する者のうち、検査の当日、病気等やむを得ない理由によってその一部又はすべてを受けられなかった者で、追検査を希望する者は、平成20年9月19日（金）15時までに、北星高等学校長にその旨を申し出るとともに、所定の手続をとる。

11 詳細は「平成20年度三重県立高等学校入学者選抜実施要項」に定めるところによる。

平成20年度三重県立水産高等学校漁業専攻科及び機関専攻科入学者募集要項を次のとおり定めます。

平成19年9月18日

三重県教育委員会

1 募集

(1) 応募資格

高等学校において、水産に関する学科の漁業科及び機関科もしくはこれらに準ずる学科を卒業した者、又は平成20年3月卒業見込みの者で、次に掲げる科目等から漁業専攻科志願者は合計20単位以上、機関専攻科志願者は合計22単位以上の海技に関する単位を修得し、かつ、乙区域もしくは甲区域で従事する総トン数20トン以上の漁船又は、それと同等の資格を有する船舶の乗船履歴3か月以上を有する者とする。ただし、

学校教育法施行令第22条の3に定める視覚障がい者のうち、特別支援学校の高等部又は高等部専攻科における教育を必要とする者で、下記のうち高等部にあっては に、高等部専攻科にあっては に該当する者とする。ただし、原則として保護者の住所が県内にある者とする。

学校教育法第1条に規定する特別支援学校の中学部もしくは中学校の卒業者もしくは平成20年3月卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力を有する者

学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部もしくは高等学校の卒業者もしくは平成20年3月卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力を有する者

(2) 聾学校

学校教育法施行令第22条の3に定める聴覚障がい者のうち、特別支援学校の当該部科における教育を必要とする者で、下記のうち幼稚部にあっては に、高等部にあっては に、高等部専攻科にあっては に該当する者とする。ただし、原則として保護者の住所が県内にある者とする。

平成20年4月1日現在で満3歳以上満5歳以下の者

学校教育法第1条に規定する特別支援学校の中学部もしくは中学校の卒業者もしくは平成20年3月卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力を有する者

学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部もしくは高等学校の卒業者もしくは平成20年3月卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力を有する者

(3) 特別支援学校西日野にじ学園

学校教育法施行令第22条の3に定める知的障がい者のうち、特別支援学校の高等部における教育を必要とする者で、学校教育法第1条に規定する特別支援学校の中学部もしくは中学校の卒業者もしくは平成20年3月卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。ただし、原則として保護者の住所が鈴鹿市、亀山市以北にある者とする。

(4) 稲葉特別支援学校

学校教育法施行令第22条の3に定める知的障がい者のうち、特別支援学校の高等部における教育を必要とする者で、学校教育法第1条に規定する特別支援学校の中学部もしくは中学校の卒業者もしくは平成20年3月卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。ただし、原則として保護者の住所が津市にある者とする。

(5) 特別支援学校北勢きらら学園

学校教育法施行令第22条の3に定める肢体不自由者のうち、特別支援学校の高等部における教育を必要とする者で、学校教育法第1条に規定する特別支援学校の中学部もしくは中学校の卒業者もしくは平成20年3月卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。ただし、原則として保護者の住所が四日市市、三重郡以北にある者とする。

(6) 城山特別支援学校

学校教育法施行令第22条の3に定める肢体不自由者のうち、特別支援学校の高等部における教育を必要とする者で、学校教育法第1条に規定する特別支援学校の中学部もしくは中学校の卒業者もしくは平成20年3月卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。ただし、原則として保護者の住所が鈴鹿市、亀山市、津市にある者とする。

(7) 草の実特別支援学校

学校教育法施行令第22条の3に定める肢体不自由者のうち、特別支援学校の高等部における教育を必要とする者で、学校教育法第1条に規定する特別支援学校の中学部もしくは中学校の卒業者もしくは平成20年3月卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。ただし、原則として三重県立草の実リハビリテーションセンターに入所し治療を必要とする者とする。

(8) 特別支援学校玉城わかば学園

学校教育法施行令第22条の3に定める知的障がい者のうち、特別支援学校の高等部における教育を必要とする者で、学校教育法第1条に規定する特別支援学校の中学部もしくは中学校の卒業者もしくは平成20年3月卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。ただし、原則として保護者の住所が松阪市

以南、志摩市、度会郡以北にある者とする。

(9) 度会特別支援学校

学校教育法施行令第22条の3に定める肢体不自由者のうち、特別支援学校の高等部における教育を必要とする者で、学校教育法第1条に規定する特別支援学校の中学部もしくは中学校の卒業者もしくは平成20年3月卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。ただし、原則として保護者の住所が松阪市以南、志摩市、度会郡以北にある者とする。

(10) 特別支援学校伊賀つばさ学園

学校教育法施行令第22条の3に定める知的障がい者又は肢体不自由者のうち、特別支援学校の高等部における教育を必要とする者で、学校教育法第1条に規定する特別支援学校の中学部もしくは中学校の卒業者もしくは平成20年3月卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。ただし、原則として保護者の住所が伊賀市、名張市にある者とする。

(11) 特別支援学校東紀州くろしお学園

学校教育法施行令第22条の3に定める知的障がい者又は肢体不自由者のうち、特別支援学校の高等部における教育を必要とする者で、学校教育法第1条に規定する特別支援学校の中学部もしくは中学校の卒業者もしくは平成20年3月卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。ただし、原則として保護者の住所が熊野市、南牟婁郡にある者とする。

(12) 特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校

学校教育法施行令第22条の3に定める知的障がい者又は肢体不自由者のうち、特別支援学校の高等部における教育を必要とする者で、学校教育法第1条に規定する特別支援学校の中学部もしくは中学校の卒業者もしくは平成20年3月卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。ただし、原則として保護者の住所が尾鷲市、北牟婁郡にある者とする。

(13) 杉の子特別支援学校

学校教育法施行令第22条の3に定める知的障がい者又は肢体不自由者のうち、特別支援学校の高等部における教育を必要とする者で、学校教育法第1条に規定する特別支援学校の中学部もしくは中学校の卒業者もしくは平成20年3月卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。ただし、原則として知的障がい者については保護者の住所が鈴鹿市、亀山市にある者、肢体不自由者については独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院に入院し治療を必要とする者とする。

(14) 緑ヶ丘特別支援学校

学校教育法施行令第22条の3に定める病弱者のうち、特別支援学校の高等部における教育を必要とする者で、学校教育法第1条に規定する特別支援学校の中学部もしくは中学校の卒業者もしくは平成20年3月卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。ただし、原則として独立行政法人国立病院機構三重病院に入院し治療を必要とする者とする。

3 出願期間及び受付時間

(1) 出願期間

平成20年1月28日(月)から平成20年1月31日(木)まで

ただし、豊学校幼稚部については、平成20年1月9日(水)から平成20年1月25日(金)まで

(2) 受付時間

9時から16時まで

4 出願書類及び提出先

原則として出身学校長が、志願する特別支援学校所定の入学出願書類を志願先特別支援学校長へ提出することとする。

5 選考期日

平成20年3月13日(木)

追検査は、3月19日（水）以降に行う。（受検者の状況に応じて、適宜学校において対応する。）
ただし、聾学校幼稚部については、平成20年2月8日（金）に実施する。

6 選考内容

各学校の選考内容は以下のとおりとする。

学 校 名	選 考 内 容
盲学校	普通科は小論文及び面接を、保健医療科は総合問題、小論文、面接及び運動機能検査を、専攻科は総合問題、小論文、面接及び運動機能検査を行う。筆記が困難な者については、口述試験を行う。
聾学校	幼稚部は発達検査及び行動観察を、高等部は学力検査（国語・社会・数学・理科・英語）及び面接を（ただし、普通科 類については、実態に合わせた学力検査及び面接を）、高等部専攻科は学力検査（国語・社会・数学・理科・職業）及び面接を行う。
特別支援学校西日野にじ学園	実態に合わせた諸検査（作業能力検査等）及び面接を行う。
稲葉特別支援学校	実態に合わせた諸検査（作業能力検査等）及び面接を行う。
特別支援学校玉城わかば学園	実態に合わせた諸検査（作業能力検査等）及び面接を行う。
特別支援学校北勢きらら学園	実態に合わせた諸検査（学力検査、作業能力検査等）及び面接を行う。
城山特別支援学校	実態に合わせた諸検査（学力検査、作業能力検査等）及び面接を行う。
草の実特別支援学校	実態に合わせた諸検査（学力検査、作業能力検査等）及び面接を行う。
度会特別支援学校	実態に合わせた諸検査（学力検査、作業能力検査等）及び面接を行う。
特別支援学校伊賀つばさ学園	実態に合わせた諸検査（作業能力検査等）及び面接を行う。
特別支援学校東紀州くろしお学園	実態に合わせた諸検査（学力検査、作業能力検査等）及び面接を行う。
特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校	実態に合わせた諸検査（学力検査、作業能力検査等）及び面接を行う。
杉の子特別支援学校	実態に合わせた諸検査（学力検査、作業能力検査等）及び面接を行う。
緑ヶ丘特別支援学校	学力検査（国語・数学・英語）と面接等を行う。ただし、重複学級志願者については、面接のみとする。

7 選考場所

志願先特別支援学校で行う。

8 合格者発表

合格者は、各学校の入学者判定会議の審議に基づき、校長が決定し、選考後1週間以内に本人あて通知する。

9 その他

- (1) 入学検定料、入学料及び授業料はいずれも無料とする。
- (2) 家庭の生活状況に応じて、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」の適用を受け、就学に必要な経費が支給される。
- (3) 出願に必要な所定の用紙の請求及び問い合わせは、下記のうち出願を希望する学校に行うこととする。なお、出願にあたっては、平成20年1月30日（水）までに、当該学校で教育相談を必ず受けることとする。
- (4) 選考内容の詳細については、各学校に問い合わせることとする。

各学校連絡先

- ・三重県立盲学校 ㊦514-0819 津市高茶屋四丁目39-1
(電話 059-234-2188 FAX 059-234-2189)
- ・三重県立聾学校 ㊦514-0815 津市大字藤方2304-2
(電話 059-226-4774 FAX 059-224-8252)
- ・三重県立特別支援学校西日野にじ学園 ㊦510-0943 四日市市西日野町4070-35
(電話 059-322-2558 FAX 059-322-2559)

- 三重県立稲葉特別支援学校 〒514-1252 津市稲葉町字上野4101
(電話 059-252-1221 FAX 059-252-1225)
- 三重県立特別支援学校玉城わかば学園 〒519-0427 度会郡玉城町宮古726-17
(電話 0596-58-2716 FAX 0596-58-2918)
- 三重県立特別支援学校北勢きらら学園 〒512-1203 四日市市下海老町字高松161
(電話 059-327-0541 FAX 059-327-0543)
- 三重県立城山特別支援学校 〒514-0818 津市城山一丁目5-29
(電話 059-234-3431 FAX 059-234-3432)
- 三重県立草の実特別支援学校 〒514-0818 津市城山一丁目29-16
(電話 059-234-8281 FAX 059-234-0935)
- 三重県立度会特別支援学校 〒516-2102 度会郡度会町大野木1825
(電話 0596-62-0001 FAX 0596-62-0002)
- 三重県立特別支援学校伊賀つばさ学園 〒518-0616 名張市美旗町南西原229-2
(電話 0595-67-1050 FAX 0595-65-9995)
- 三重県立特別支援学校東紀州くろしお学園 〒519-4325 熊野市有馬町530
(電話 0597-89-2623 FAX 0597-89-2920)
- 三重県立特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校 〒519-3616 尾鷲市中村町4-58
(電話 0597-23-1531 FAX 0597-23-1544)
- 三重県立杉の子特別支援学校 〒513-0004 鈴鹿市加佐登三丁目2-2
(電話 059-379-1611 FAX 059-379-1632)
- 三重県立緑ヶ丘特別支援学校 〒514-0125 津市大里窪田町357
(電話 059-232-1139 FAX 059-232-0104)